



小金井市いじめ防止対策推進条例

「いじめ」は、それを受けた子どもの基本的人権を侵害し、心身だけではなく、将来をも壊す可能性があります。それゆえ、特に学校においては、子どもたちが安心して学校生活等を送れるようにすることを目指し、いじめ問題に責任をもつて取り組み、対策を充実させていくことが必要です。未来を担う子どもたちが、心豊かで安全・安心に生きる社会をいかにしてつくっていくか、それは、子どもたちに関わる全ての人々が取り組む課題です。

小金井市では、平成21年に「いじめのないまち小金井」を宣言し、平成26年には「小金井市いじめ防止基本方針」を掲げ、いじめのない小金井市の実現に向けて取り組んできました。しかし、いじめは、年々複雑になり、深刻な事態も見られており、ここで、改めて問題を見つめ直すこと、いじめの防止等のための新しい組織づくりに取り組むことが必要になってきました。

子どもを取り巻く大人たちが、それぞれの責務を果たし、また、お互いに協力することで、子どもたちが心豊かで安全・安心に生きることができるまちをつくるよう、また、人権を尊重し合う温かい人間関係を築き、夢と希望をもって健やかに育つことができる社会を実現するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、小金井市（以下「市」という。）、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、学校、児童等、保護者及び市民等の責務を明らかにするとともに、市の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人物関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この条例において「いじめの防止等」とは、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。

3 この条例において「学校」とは、小金井市公立学校設置条例（昭和39年条例第11号）第2条に規定する学校をいう。

4 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

6 この条例において「市民等」とは、市内に在住、在勤又は在学する者並びに市内で事業活動を行う個人、法人及び団体をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けた積極的に行動できるようすることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを行った児童等の心情及び背景を踏まえて行うとともに、いじめを受けた児童等及びその保護者並びにいじめを行った児童等及びその保護者に対して必要な支援が行われることを旨として行われなければならない。

4 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。

5 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、国、東京都（以下「都」という。）、市、保護者、市民等その他の関係機関・関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等に關係する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

2 市は、この条例の目的を達成するため、適切な財政的措置を講ずるものとする。

3 教育委員会は、基本理念にのっとり、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第6条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、市民等その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

(保護者の責務)

第7条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 児童等の保護者は、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

令和3年4月1日施行

しょうがく
小学 1~4年生向け



こがねいし ぼうしたいさくすいしんじょうれい 小金井市いじめ防止対策推進条例

(いじめをなくすためのきまり)

~いじめをしない・みのがさない~

~小学生のみなさんへ~

いじめは人の心や体をきずつけてしまいます。みなさんをいじめからまもり、みんながあんしんして生活できるような小金井市にしていくために、「小金井市いじめ防止対策推進条例（いじめをなくすためのきまり）」をつくりました。このきまりによって、みなさんがいじめについて考え、みんなのまわりにいる多くの大人たち（おうちの人、学校の先生たち、小金井市のみなさん）ががんばることで、小金井市にいるすべての人たちが幸せになれるように、協力をして助け合える小金井市をめざしています。

このきまりを読んでみて、友だち、おうちの人、学校の先生たちなど多くの人たちと、いじめについて考えてみてください。

~保護者・地域のみなさまへ~

小金井市では、全ての子どもたちをいじめから守り、全ての子どもたちの健やかな成長を願って「小金井市いじめ防止対策推進条例」を制定しました。

保護者のみなさんはこのリーフレットをお子さんと一緒に読みいただき、いじめはいけないことだという確認をしてください。日頃からお子さんの様子を注意深く見守り、心配なときは学校や中面の相談機関にご相談ください。

地域のみなさんは子どもたちを温かい目で見守ってください。そして子どもたちが安心して過ごせる環境づくりにご協力ください。

こがねいし こがねいしきょういくいんかい
小金井市・小金井市教育委員会

（以降省略）

付則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

こがねいし ほうしたいさくすいしんじょうれい 小金井市いじめ防止対策推進条例(いじめをなくすためのきまり)に書かれていること

なぜきまりがつくられたの?

- みんなをいじめからまもり、みんながゆめときぼうをもって勉強や生活ができるようにするために、このきまりはつくられました。

いじめとは?

- いじめとは、友だちの心や体をきずつけることです。たとえば、友だちに、悪口を言う、体をたたく、ものをとる、なかまに入れないと、むしをする、などです。

きまりがめざしていることは?

- みんなが安心して勉強などができるように、学校の中でも外でもいじめがなくなるようにします。
- いじめがなぜいけないかということがわかるようにします。
- いじめられた人をきちんとまもります。いじめた人にはいけないことをしてしまったということをきちんと教えます。おうちの人にも協力をしてもらいます。
- 学校だけでなく、小金井市でくらす人みんなで、いじめをなくしていきます。

いじめのきし

- みんなは、いじめをしてはいけません。



★いじめ相談機関の紹介★

- 小金井市教育相談所
月～土曜日 9:00～16:30 ☎ 042-384-2508 042-384-2097
小金井市ホームページから教育相談で検索、メール相談も受け付けています。

- 東京都いじめ相談ホットライン(東京都教育相談センター)
24時間対応(フリーダイヤル) ☎ 0120-53-8288
<https://e-soudan.metro.tokyo.jp>
メール相談も受け付けています。
【東京都教育相談センターホームページのメール相談をクリック】

- 法務省子ども人権110番
☎ 0120-007-110

- 小金井市教育委員会
☎ 042-383-1111



いじめをなくし、いじめからみんなをまもるためにおこなうこと

おうちの人

- みんなに、いじめはいけないとだと教えます。
- みんなの話をよく聞き、よく見まもり、みんながいじめられたときは、いじめから守ります。

こがねいし 小金井市のみなさん

- みんなをよく見まもり、みんなが安心してすごすことができる小金井市にできるよう協力します。
- いじめを見たときは、学校や小金井市にれんらくします。

しょうがくせい 小学生のみなさん

- みんなは自分を大切にすると

ともに、まわりの人も大切にします。

- みんなはいじめを見たら知らないふりをしないで、学校の先生やおうちの人などに相談します。



がっこうせんせい 学校の先生たち

- いじめをなくすに、学校ではどうしたらよいかを考え、みんなにいじめはいけないことだと教えます。

- みんなの話をよく聞き、よく見まもり、みんながいじめられているかもしれないときは、すぐに相談にのり、いじめから守ります。

- おうちの人や小金井市のみなさんと一緒に協力しながら、いじめをなくします。



こがねいし 小金井市

- みんなにいじめはいけないとだとわかつてもらうために、

おうちの人、学校の先生たち、小金井市のみなさんに協力をしてもらいます。

- いろいろ人の考え方を聞いて、いじめをなくすために、小金井市ではどうしたらよいかを考えます。